

【論文】

酪農における福祉力を生かした取り組みの実態と効果

笹井 美希*・川手 督也**・小林 信一***

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 研究の背景と目的 | 3. 現地事例調査結果 |
| 2. 研究方法 | 4. 考察 |

1. 研究の背景と目的

近年、農業の多面機能の1つとして、農業や農村の有する「福祉力」（以下、「農業の福祉力」と言う）に対する社会的期待が高まっている。それに対応して、障がい者をはじめとする農作業等を通じ心身に問題を有する者の雇用など就労の取り組みや社会復帰支援や生活自立、生活向上支援など福祉的体験受け入れの取り組み、一般市民を対象とした健康増進の取り組みが各地で展開されている。

古くから、障がい者が農作業に携わることによる肉体的、精神的な効果は広く認められており、農作業が障がい者のリハビリテーションプログラムに活用される等、多くの福祉・医療施設や特別支援学校等で取り組まれてきた。特に近年における取り組みの社会的な背景には、農業の福祉力への社会的期待の高まりに加えて、障害者基本法改正とそれを受け農業分野での「新農政2008」等新たな対応により、障がい者の農業における就労を中心とした取り組みが推進されており、対応する調査研究が農村工学研究所〔12〕〔11〕〔10〕や農林水産政策研究所〔14〕〔13〕などにより進められている。

障害者基本法は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を

* 本学大学院博士後期課程（ささい みき） ** 当学科教授（かわて とくや）

*** 本学動物資源科学科教授（こばやし しんいち）

Key Words：1）農業の福祉力、2）酪農、3）アニマルセラピー

1）Function of Welfare in Agriculture、2）Dairy Farming、3）Animal Therapy

増進することを目的として1970年に制定された。2004年には3条3項として「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが追加されるなど一部改定が行われ、障がい者の雇用を含む社会参加の促進が規定された。

これを受けて、農業サイドにおける関連施策では、障害者基本法第9条に基づく「障害者基本計画」に沿った「重点施策実施5カ年計画」(後期：2008年～2012年)において障がい者の雇用の場の拡大をより明確に打ち出している。農業分野に関しても、「農業法人等への障害者雇用の推進」を図り、「工賃向上計画」による福祉的就労の底上げや「福祉施設から一般就労への移行の促進」が目標化された。これらにより農業法人等における障がい者雇用を促進し農業法人等に障がい者雇用のノウハウ及び関連情報等の提供がなされること、農業分野におけるトライアル雇用を促進し農業法人等に関連制度等の情報を提供されることとなった。また「21世紀新農政2008」の中での位置付けでは、集落営農を支える人材の確保や農業法人等への雇用による就農の促進に向けた支援を行うとともに、女性、高齢者、障害者等の多様な人材が活躍できる環境づくりを推進するとされている。

こうした中で、関連する研究のうち、日本で広義にアニマルセラピーと呼ばれる分野においては、横山〔15〕、田丸ら〔9〕、太田〔1〕、太田ら〔2〕、鈴木ら〔6〕、田中〔8〕〔7〕、等があげられる¹⁾。横山〔15〕は、著者自身が精神科医としてアニマルセラピーの活動に携わった経験や欧米での研究成果を基に、アニマルセラピーの歴史や効果、日本と欧米での動物観の違いを指摘し、日本独自のアニマルセラピー追求に向けた理想的な動きを述べている。田丸ら〔9〕はコンパニオンアニマルによるセラピー、乗馬セラピー、イルカセラピーの各々の定義や歴史、作用機序、具体的な効果、問題点と今後の課題を述べている。また太田〔1〕は動物が人の心身の健康へよい影響を与え、特に古典的研究の中心的な役割を果たしたとするイヌの福祉現場での活躍や行動と扱いについて詳細に述べ、今後更に広く普及されることを念頭に高齢者施設でのレクリエーションや小学校での学習の動機づけ、サイコセラピー（心理療法）やリハビリテーション等に活躍する動物とボランティアについて紹介している。さらに、太田ら〔2〕は、動物介在療法について、まず動物介在療法を理解するための基礎として動物と人間の絆の概念化を行い、動物介在療法の概念モデルおよび質的保証のガイドラインを示し、更に動物介在療法のベスト・プラクティスとして特定の対象者に動物介護療法を行うためのガイドラインと、動物介在療法のスペシャル・トピックス及び問題点について述べ、詳細に実践のための理論的基盤とガイドラインを示している。しかし、これら先行研究の多くの場合はコンパニオンアニマルである犬や猫などが対象となっており、家畜が対象となっているケースは少ない。

酪農分野で進められている酪農教育ファームに関する研究では、鈴木ら〔6〕は牧場で酪農家や乳牛とのふれあい体験学習活動が小学生・中学生の命の大切さの教育的効果を明らかにしている。また、田中〔8〕は酪農教育における牧場体験が児童の牧場に関する意識や行動にどのような教育的効果を与えるのか小学5年生を対象としたアンケート調査により明らかにしている。田中〔7〕は小学1・2年生を対象とした教科横断的な酪農体験プログラムを開発し、発達特性を考慮し効果的な酪農教育を実施するためには、直接体験を豊かに提供する牧場体験を行うと共に、その事前事後学習のための教科横断的なカリキュラム編成が重要であると述べている。このように、酪農教育ファームに関する研究は、子どもを対象とした実態や教育的効果については一定の蓄積が見られる。しかし、障がい者など心身に問題のある者を対象とした研究は少ない。

佐々木〔5〕は、酪農教育ファームと日本有機農業研究会会員の農業者を対象とした調査結果に基づき、酪農教育ファームを実践している酪農家や有機農業者では農業の福祉力への関心が高く、すでに多くのケースで障がい者等の体験受け入れ等が行われていることを指摘しており、酪農など畜産における農業の福祉力を生かした取り組みの重要性や可能性を示唆しているといえる。

しかし、畜産分野における福祉力を生かした取り組みに関する先行研究は、全体して、欧米諸国などとは異なり、耕種分野に比べ関連する研究や議論が少ないと言わざるを得ない（笹井・川手〔3〕〔4〕）。

そのため、本論文では、事例研究に基づき、酪農における福祉力を活用した取り組みの実態と効果、課題、耕種分野における取り組みとの異同などについて考察を試みる。

2. 研究方法

酪農における福祉力を生かした先進的取り組みについて、農業サイドが主体となっているケースと福祉サイドが主体になっているケースを1事例ずつ取り上げ、実態と効果、課題を明らかにしつつ、耕種分野の取り組みとの異同などについて考察を試みる。

このうち、農業サイドが主体となっているケースとしては、専門的家族経営の酪農における障がい者の就労の事例を取り上げる。福祉サイドが主体となっているケースとしては、社会福祉法人による自立援助ホーム・児童福祉施設に入所する子どもを対象とした牧場生活体験の事例を取り上げる。なお、いずれの事例も酪農教育ファームに認定されている。

3. 現地事例調査結果

(1) A牧場の事例

1) 調査地域の概要

A牧場のある東京都練馬区は東京都23区の北西部に位置し、東西約10km、南北4～7kmのほぼ長方形の面積は48.16km²、東京都総面積の約2.2%、23区の総面積の約7.7%に当たる。練馬区の農業は、典型的な都市農業といえる。2005年農林業センサスより、農業経営体は452経営体で、うち家族経営は450経営体である。経営耕地総面積は245ha、1経営体当たり経営耕地面積は54aとなっている。このうち水稻の平均作付面積は1haで、樹園地を除く畑の平均作付面積は213haである。主要農作物は、練馬大根、キャベツ、イチゴ、ブドウ（高尾）、シクラメンとなっている。

2) A牧場の家族構成・経営の概要

A牧場の経営主であるA氏の家族構成は、A氏と妻、子ども3人とA氏の両親など3世代8人家族となっている。A氏の就農時期は1990年である。牧場の経営はA氏と父の2人で行い、A氏が経営全般を担当し、父は乾燥給餌と牛舎清掃を担当している。A氏の妻は家事全般を担当している。A氏の母は現在特に役割分担はない。なお、A家では、酪農のほか、不動産経営を行っている。

農業経営は酪農専業であり、搾乳牛30頭、育成牛哺育1頭を含み7頭で飼養牛頭数は合計37頭である。品種はホルスタイン、ジャージー、ブラウンスイス、F1牛である。年間搾乳量は240,000kg（生乳は1kg 90～100円で東京都酪農協に出荷）である。牧場面積は約29.8aである。その他、A牧場の生乳を原料としたアイスクリームの販売を5～6年前から行っている。アイスクリームの製造は委託であり、委託製造先は東京都酪農協の仲介によって知り合った日野市の牧場のイタリアンジェラートショップである。飼料については、購入飼料のほか、おからの回収を行い、対応している。

雇用状況については「元訓練生」と呼んでいる障がい者2名を雇用している。勤務は週5日で、昼間と夜間の12時間である（このうち1～2時間は休憩を挟む）。夜間の牧場の仕事は、A氏と元訓練生のどちらか1名の合計2名で行っている。月給は、1名は40,000円、もう1名は35,000円であり、その他、交通費等を加算した金額をA牧場が支払っている。

社会貢献活動としては、障がい者2名の雇用の他、酪農教育ファームとして小中学生の受け入れがあげられる。

3) 福祉力を生かした取り組みの経緯と実際

A牧場での農業の福祉力を生かした取り組みの実績としては、現在の「元訓練生」2名

の雇用の他、東京都精神障害者社会適応訓練事業および公益財団法人東京しごと財団の障害者委託訓練事業による障がい者の就労訓練受け入れがあげられる。受け入れ対象者は、訓練生と呼ばれている。

障がい者の就労訓練受け入れのうち、東京都精神障害者社会適応訓練事業は、通院中の精神障がい者で比較的症状が安定しているが一般就労が困難な者に対し、社会復帰に理解のある事業所に一定期間通い、就労への意欲、持続力、人付き合い等の社会適応訓練を実施する制度である。訓練期間は6ヶ月を単位として、最高3年間となっている。訓練期間は訓練者に1日1,100円の訓練手当が支払われ、協力事業所には1日2,365円の委託料が支払われる。A牧場ではこの事業による訓練生の受入れを2000年から取り組んできた。受け入れるに至った経緯について、A氏は、当時は20代後半でいろいろなことをやりたいと意欲に燃えていた時期であり、先行して受け入れを行っていた農家から、酪農を通じた社会貢献をしてみないかとアドバイスされたことがキッカケで、実際に取り組みの様子を見学させてもらい、訓練生と相性が悪かったら受け入れをやめることができると聞き、取り組みをはじめることとしたと語っている。ただし、障がい者のことがよく理解できるようになったのは、取り組みをはじめて10年ぐらい経った最近のことであるとのことであった。これまでに受け入れた訓練生は15~16人である。一度の受け入れで最大人数は6名である。訓練生は東京都全域から来ている。A牧場では、訓練生の募集は現在もしているが、訓練を希望する人がいないので対象者がいないと語っている。

公益財団法人東京しごと財団の障害者委託訓練事業は、障がい者が仕事をする上で役立つ知識や技能を身につけるための、多様な公共職業訓練である。訓練受講生の受講料は無料であり、訓練手当や交通費、昼食代等の支給はない。受入期間は3ヵ月で、作業時間は11時から16時となっていた。A牧場では2005年から受け入れを行い、19歳から58歳までの訓練生を合計10名受け入れた。このうち、実際に就労したのは1名にとどまっている。A農場では、この事業による受け入れを現在は行っていない。

訓練生については、2つの事業とも、当初から男性のみ受け入れている。理由として、A氏は、男女とも受け入れてしまうと、男性は女性によいところを見せたくてその女性の方まで仕事を取ってしまい作業がなくなってしまう傾向があるからと語っている。受け入れ対象者には必ず障がい者を支援する団体に所属してもらっている。理由として、A氏は、体験者と相対の関係での受け入れの場合、問題が起きた場合に家族に迷惑がかかる可能性があるからと語っている。実際の受け入れにあたっては、事前に、A氏と事業関係者と障がい者の3者が集まり面接を行うこととしている。

訓練生受け入れにあたっては、「来るもの拒まず、(牧場で)一緒に(作業を)しよう、

生きよう、生きる素晴らしさを学ぼう」という考え方に立ち受け入れているとA氏は語っている。また、訓練生のことは、自分のファミリーと考えており、訓練生が、自分たちは牧場で生活しており、その良さを実感しながら仕事をしたいとしている。また、訓練生は心と体のバランスが取りにくい人達だが、他人の心を読むのは得意なので、思っていることは正直に話すように心がけているとA氏は話している。

実際の訓練生の受け入れは、まずは自分で牧場に通りA牧場のスタッフや環境に慣れることからスタートすることとし、次の段階では、訓練生の先輩の訓練生あるいは雇用者の障がい者から作業の指導を受けることとしている。訓練生の作業内容は清掃作業、牛の給餌とその準備、搬入である。「これらの内容は訓練生にとって思ったよりも気を使わない作業であり、その点で訓練生が悩まなくて済む内容である」とA氏は語っている。

障がい者の受け入れで特に工夫する点は、「逃げ道を作っておける」とこととA氏は語っている。A氏によれば、訓練生をしかる場合も、後からフォローするような言動を加えて、障がい者が精神的に萎縮することがないように配慮したり、最後に、訓練生に「ありがとう」等のお礼を述べ、落ち込んだ気分にはさせないように心がけているとのことである。ただし、訓練生を甘やかすことはせず、障がい者にはすぐ諦めてしまう傾向が感じられるので、自分の努力次第で状況が良くなるということを理解させるよう努めていると語っている。

4) 効果と課題

A牧場受け入れ後の訓練生の様子は、A氏によれば、はじめは総じて無気力だったが、次第に顔つきが変わり、意欲を持って作業に取り組むケースが多く見られたとのことである。ただし、公益財団法人東京しごと財団の障害者委託訓練事業の場合は、受け入れ期間が3ヵ月と短いため、訓練生の変化を期待するのは難しく、また、就労訓練という観点からも短すぎるのではないかとA氏は語っている。

牧場での仕事の良さについては、生き物に接するために命の大切さを実感できること、季節感を実感することができ、体の順応性として暑さ寒さを感じられることをA氏は指摘している。特に、生き物で育てることを通じて自分たちも育てられていることを肌で感じてほしいとA氏は述べている。農業の福祉力を生かした取り組みは、都会における酪農でこそよりよく発揮できると思う。そのため、今後も、自分の出来る範囲で酪農教育ファームや福祉力を生かした取り組みを続けていきたい、とA氏は語っている。

ただし、そのための前提となる課題としては、自治体の福祉担当部局担当者の熱意とそれに対応した事業の実施が必要となる。酪農家の経済的負担軽減のため、福祉力を生かした取り組みを行う酪農家に対する一定の助成は必須ではないかと思われる。また、A氏が語っているように、担当部局や福祉団体が受け入れ対象の障がい者の心身の状態を的確に

把握し、継続的に専門的なサポートを行われること、また、担当部局や福祉団体と農家との間に信頼関係を築くことが必要と考えられる。

(2) 社会福祉法人Bの事例

1) 調査地域の概要

社会福祉法人Bのある静岡県袋井市は、静岡県西部に位置し、東は掛川市、西は磐田市、北は森町に接している。また、東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号など主要交通路が横断し、東京へは240km、大阪へも320kmという交通条件である。田園地帯と茶畑、太田川や原野谷川、南には遠州灘があり、自然環境にも恵まれている。2011年現在の主な地目別面積は、宅地が17.2% (18.70km²)、農地が36.2% (39.31km²)、山林が19.5% (11.18km²) であり、極めて平坦な地域が広がり、土地利用しやすい条件が整っている。2010年農業センサスによると、耕地面積は3,460haあり、そのうち水田が2,350ha、畑1,110ha (樹園地等を含む) となっている。農家数は1,717戸、そのうち販売農家は1,104戸、自給的農家は613戸である。主な農産物は、温室メロン、米、茶であるが、2011年度の農産物産出額をみると、温室メロンが約24億3千万円、お茶が約18億5千万円となっている。

2) 社会福祉法人Bの概要

事業主体である社会福祉法人Bは、児童部門の自立援助ホームと児童養護施設の運営、酪農教育ファーム、診療所部門の精神科診療所、高齢者部門の特別養護老人ホームの運営など総合福祉施設の経営を行っている。近隣には茶園が広がり、敷地内の教会には牧師が常駐し、約50haの牧場がある生活空間で2歳の幼児から90歳を超える高齢者までが福祉村に居住している。

社会福祉法人Bは、聖書の一節を事業の理念とし、「目の前にいる一人ひとは、神に愛される人として大切にされるいのちである」という考え方に立ち、キリスト教精神に基づく運営を行うこととしている。併設されている精神科診療所では、児童に対しては児童精神医学的アプローチと治療を行い、高齢者に対しては精神科・心療内科を提供し、診療所は地域住民にも開放されており、発達障がい者にも対応出来る精神科・心療内科診療を行っている。

社会福祉法人Bの前身は、1964年にデンマークやスウェーデン等の北欧の宣教師らが袋井市に約50haの農場の開拓とキリスト教の伝道を目的として設けられたキリスト教関係施設に遡る。そこでは、農学校が開設され、農業機械や乳牛等を輸入して、酪農家を目指す日本の若者達に最先端の技術が伝えられた。その後、日本の酪農をめぐる状況の変化に

より農学校は閉鎖されたが、日本福音ルーテル教会が事業を引き継いだ。現在も日本福音ルーテル教会の支援は続いており、敷地内の教会に牧師が常駐している。その後、農学校の寄宿舎は教会が主体となり運営するフリースクールの宿泊施設として1983年から2007年まで活用され、牧場は教育農場として再生した。2003年に社会福祉法人として認可され、様々な悩みを抱える青少年との共同生活の歴史と理念を受け継いでいる。2007年3月にフリースクールは一端休止され、その代わりに自立援助ホームが2001年に開設され、ついで、児童養護施設が2007年に開設されている。フリースクールが休止され、新たな施設に転換したのは、当時の利用者は不登校や鬱病患者であったが、次第に金銭に余裕のある家庭の子どもらの利用が多くなったこと、また、虐待を原因とする嫉の出来ない子どもや病的な言動の子どもが増え、更に社会的には虐待が問題となっている時期と重なり、本当に必要とされる子どもに利用してもらうことが理由であった。

その他各事業については、特別養護老人ホームが2003年、精神科診療所が2007年に開設されている。また、2001年には酪農教育ファームとして認証され、地域の小中学校の総合学習の時間に活用されている。搾乳、給餌、牛舎の清掃、牛の散歩、バター作り等の体験が可能で自立援助ホームの寮生が利用者と交流しながらスタッフのアシスタントとして活躍している。

3) 福祉力を生かした取り組みの経緯と課題

社会福祉法人における農業の福祉力を生かした取り組みとしては、自立援助ホームおよび児童福祉施設に入所する子どもを対象とした牧場生活体験があげられる。

このうち、自立援助ホームについては、対象年齢は義務教育終了から20歳までである。定員は6名で、現在5名入所している。この中に身体障がいのある子どもが1名いる。食費・住居費として一カ月30,000円（及び児童入所施設徴収金基準額表によって定められた負担額）が必要であり、この30,000円は自立を目的としたアルバイトで得た賃金から支払われている。居住地域の児童相談所による措置に基づき入所しているが、子ども達の大半は静岡県内の出身である。家庭環境に恵まれない中学卒業後の子ども達が、共同生活をする牧場で家畜を飼育しながら昼間はアルバイトで貯蓄をして、1年間の寮生活を行いながら退所準備のリービングケアを受け、自立を促進することを目的としている。対応するスタッフは3名で、施設長は児童養護施設と兼務で1名、児童指導員が2名、短時間パートが1名となっている。

児童養護施設については、対象者は父母との死別や、父母に遺棄される、父母が長期に亘り心身に障がいをもつ等の原因により、保護者の監護を受けられない児童や、保護者がいても虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする2歳から18歳の子ども達であ

る。定員は30名、現在30名が入所している。虐待を受けた子どもの割合は27%である。知的障がいや発達障がいを持つ子どももいる。利用料金は児童入所施設徴収金基準額表によって定められた負担額である。居住する児童相談所からの措置で入所する。家庭的な環境の中で生活や学習・運動等の指導と、小・中・高等学校への通学、各種学校等への通学（中学校卒業児童）を行ない、自立を支援することを目的としている。付帯施設に心理療法室、ショートステイ（定員2名）、親子生活訓練室がある。スタッフは17名である。施設長は自立援助ホームと兼務で1名、家庭支援専門相談員が1名、心理療法担当職員が1名、個別対応職員が1名、児童指導員・保育士が9名、事務職員が1名、調理員他が3名である。自立援助ホームと児童養護施設の職員の中には北海道の酪農関係の大学卒業者が5名おり、大学卒業後に職員を養成する厚生労働省管轄の国立武蔵野学院での自立支援専門員養成所で研修を受けてからこの施設の職員となっている。

自立援助ホームおよび児童福祉施設に入所する子どもを対象とした牧場生活体験の特徴としては、家族の愛情に恵まれない子ども達が牧場において家畜の世話をして自給自足の生活を送ることがあげられる。趣旨としては、豊かな自然と家畜等の様々な生き物が身近に暮らす日々を送り「自然への畏敬」の心を育むこと、同時に食べ物を作り育てる環境の中での生活が「食の連鎖」や「命の大切さ」、「命の循環」を普段の生活の中で学習することである。そうした中で、子どもたちの「生きる力」を育む環境として牧場を活用している。すなわち、キリスト教の精神に基づきながら、様々な悩みをかかえる子ども達に対し、「祈り」「労働」「学び」を牧場での生活を通して、「人間としての力量」を培い「本物の喜び」が体験できるように図っている。子ども達の農場・牧場での生活は「動物としての人間の生理に近い」もので、規則正しい生活をする中で「地面と直角になった生活」を営むことを目的にしている。

具体的には、自立援助ホームでは牧場の仕事を行いながら、自立に向けた生活を目指している。一日のタイムテーブルについては表1のとおりである。これに対して、児童養護施設の子どもは平日は通学しているため、休日に牧場での仕事を行う。全体として、自給自足の生活を目指し、自分たちの作った米や大豆により味噌作りを行う等自分たちの食べるものはできるだけ自分たちで作ること原則としている。これは、自分たちで育て食材に

表1 自立援助ホーム入所者の生活時間

6:30	8:00	10:30	12:00	15:00	18:00	21:00
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8:00		12:00		18:00		
作業	朝食	作業	昼食・休憩	作業	夕食	夜のミーティング

資料：2011.12.21.に実施した現地ヒアリング調査に基づき著者が作成。

愛情を持たせることで好き嫌いを克服させることも意図している。野菜は寮の建物の裏庭で栽培している。家畜の飼育は、牛25頭（ジャージー種、ホルスタイン種、黒毛和牛）、ニワトリ80羽、羊20頭、ヤギ3頭、馬、ウサギが少々となっており、牧場で生産された牛乳やそれを加工したヨーグルト、出荷して買い戻した牛肉等も自家生産を原則としている。

4) 効果と課題

牧場生活を行う効果について、B社会福祉法人では、①規則正しい生活が身に付くこと、②心身ともにたくましくなること、③体を動かすことをいとわなくなったこと、④対人関係に自信を持てるようになったことなどをあげている。

牧場生活では、アニマルセラピーの効果が重視され、そのため、家畜関係の仕事に力点が置かれている。これは、子ども達が動物の世話を行うことで、植物と接する場合以上に、生き物に接するために命の大切さを実感できることや生き物の日々のライフサイクルが実感でき、時間の厳守が大事であるという感覚を身につけ、規則正しい生活を送れるようになるためであると社会福祉法人Bでは説明している。牧場での仕事については、家畜に接するのがはじめての子ども達が多いことから、最初から無理はさせず、徐々に牧場での仕事や生活に慣れさせ、徐々にかつ段階的に進めていくことが重要である。そうした配慮さえ行えば、ほとんどの子どもが糞尿処理を含む家畜関係の作業に慣れて、必要な仕事ができるようになると社会福祉法人Bは語っている。

以上のような社会福祉法人Bの先進的な取り組みが成立する前提としては、キリスト教による奉仕の精神と農業から福祉、医療、教育にまたがる総合的な施設整備およびスタッフの確保の必要性が指摘できる。さらに、そうした設備やスタッフを適切に生かす事業運営と体制づくり、福祉・医療・教育をはじめとする関係機関との連携が重要といえる。

今後の課題として、社会福祉法人Bは、第1に、子ども達を対象とした活動を地域若者サポートステーションで地域に住む35歳ぐらいまでを対象としたニートの就労支援への適用することをあげられる。具体的には、昼間は牧場で仕事をしてもらいつつ、併設の病院の仕事も対応してもらい、就労支援を図ることとしている。第2に、安価で泊まれる宿泊

表2 事業概要

事例	活動主体	飼育家畜	主な生産物	面積	主たる受入対象者	現在の受入人数	活動種類
A牧場	A酪農家	搾乳牛30頭、育成牛7頭(哺育1頭含)	牛乳、イタリアンジェラート委託製造販売	約0.3ha	精神障がい者	2名((公財)東京しごと財団の障害者委託訓練事業の元訓練生)	①東京都精神障害者社会適応訓練事業 ②(公財)東京しごと財団の障害者委託訓練事業
B社会福祉法人	B社会福祉法人	牛25頭、ニワトリ80羽、羊20頭、ヤギ3頭、馬、ウサギ	牛乳、ヨーグルト、カップアイスクリーム製造販売、野菜	50ha	児童福祉施設に入所する子ども	①自立援助ホーム：5名 ②児童養護施設：30名	①自立援助ホーム ②児童福祉施設

資料：2011.12.21.及び2012.5.15.に実施した現地ヒアリング調査に基づき著者が作成。

表3 主な作業内容、費用・労賃、効果

事例	作業内容	受入費用	農作業による労賃	効果	理念等
A 牧場	牛舎清掃、給餌とその準備、搬入		月給： 1名は35,000円、他 1名は40,000円	・季節感を心身で感じる ・生物を育て、育てられて いることを実感	・命の大切さ ・都会での酪農の意義
B 社会 福祉法人	恵まれない子ども 達が牧場において 家畜の世話等を通 じ自給自足の生活 を送る	自立援助ホーム： 30,000円／月（食費、 住居費、児童入所施設 徴収金基準額表によ って定められた負担額）		・規則正しい生活、たくま しくなった、体を動かす ことをいとわなくなった、 対人関係に自信を持った	聖書の一節「目の前にいる 一人ひとは、神に愛され る人として大切にされるい のちである」

資料：2011.12.21. 及び2012.5.15.に実施した現地ヒアリング調査に基づき著者が作成。

施設等を牧場内に設け、各種団体のワークキャンプで受け入れることをあげている。障がいを持った人やハンディを持った人が牧場内での宿泊施設に泊まって、搾乳やハイキング等のメニューを提供して牧場の体験をしてもらえるような施設整備を考えている。

以上の事例分析をもとに2つの事例の酪農における福祉力を生かした取り組みをまとめると、表2、表3のとおりである。

4. 考察

(1) 酪農における福祉力の実態と効果

現地調査結果からは、農業サイドが主体のA牧場においても、福祉サイドが主体の社会福祉法人Bにおいても、酪農における福祉力を生かした取り組みが一定の効果をあげているといえる。

A牧場の取り組みは、障がい者就労訓練の受け入れと2名の障がい者雇用であった。このうち、就労訓練受け入れ後就労したケースは少ないが、経営主のA氏は短期間の訓練受け入れでは効果が出ることは難しく、就労に結びつけるのは難しいことを指摘している。訓練生受け入れの効果については、受け入れはじめは総じて無気力であったが、次第に顔つきが変わり、意欲を持って作業に取り組むケースが多く見られたとA氏は語っている。障がい者2名の雇用については、いずれも就労訓練受け入れの経験者であり、勤務は週5日で月給40,000円および35,000円を支払っている。

B社会福祉法人の取り組みは、家族の愛情に恵まれず心身に問題を抱える子供たちが、牧場においてお米や野菜の生産、家畜の世話をして自給自足の生活を送ることを通じて心身の成長や生活の自立を図ることを目的とするものであった。牧場生活を行う効果について、B社会福祉法人では、①規則正しい生活が身に付くこと、②心身ともにたくましくなること、③体を動かすことをいとわなくなったこと、④対人関係に自信を持てるようになったことなどをあげている。

また、いずれのケースにおいても、酪農における福祉力の存在について、明確にあるこ

とを確信して取り組みが行われていたが、実際の取り組みにおいても、家畜の世話が対象者にプラスの効果をもたらすことが確認された。具体的には、生き物に接するために命の大切さを実感できること、生き物で育てることを通じて自分たちも育てられていることを肌で感じることができることなどが要因として指摘されていた。また、その前提として、スタッフによる受け入れ対象者へのきめ細やかな配慮を行っていることが指摘できる。

(2) 耕種部門との異同について

現地調査結果からは、酪農をはじめとする畜産の福祉力を生かした取り組みの効果の大きさと適用範囲の広さが示唆されたといえるが、同時に、生き物に接するために命の大切さを実感できるなど耕種部門にはない畜産分野独自の福祉力の存在が示唆されたといえる。これは、基本的には、動物とのふれ合い一般にみられるアニマルセラピー的效果と共通する部分が多いと言えるが、太田ら〔2〕が指摘するように、動物とのふれ合いにおいては、利用する動物や対象者により効果の差が生じる可能性が大きい。利用する動物の相違という点では、牛などの家畜では、犬や猫などのコンパニオンアニマルと比べて不慣れな場合が多いが、同時に、家畜は人間が直接食するという意味で命をいただく生き物であり、糞尿処理など含めて、命の大切さを実感するにはコンパニオンアニマル以上の効果をもたらす可能性が考えられる。対象者の相違という点では、田丸ら〔9〕による対象者別の効果

表4 アニマルセラピーの対象者別の効果

対象者		効果
障がい者等	精神疾患	うつ病、認知症、統合失調症、神経症、心身症、PTSD、精神発達遅滞、自閉症、学習障害、等
	身体疾患	脳性麻痺、運動器疾患、視覚・聴覚障害、コミュニケーション障害、心疾患、腎疾患、等
	終末期疾患	末期癌、HIV感染症、等
健常者	子ども	動物を飼うことで孤独感が癒され、責任感が生まれる
	成人	一人暮らしによる孤独感や夫との死別による悲しみは、同居人または動物の有無に依存する
	高齢者	一人暮らしで孤立している場合は、社会性の低下がみられることが多いので、動物の存在が心身に与える重要な改善因子となっている

資料：田丸ら〔9〕p.5「表1-1アニマルセラピーが対象とする人」を著者一部改変。

の分類が参考になる（表4）。

また、牛など家畜については、大半の対象者が不慣れであることが多く、動物が好きでない対象者への工夫や配慮もきわめて重要となる。この点では、現地調査結果で取り上げた2つの事例とも、特に取り組み当初においては無理をさせず、徐々に作業の内容を拡大していくなどの具体的な工夫や配慮を行っており、参考になると考えられる。

（3）今後の課題

第1に、A牧場の事例から示唆されるように、農業サイド主体で福祉力を生かした取り組みを行う前提としては、取り組みをサポートする自治体の福祉担当部局担当者の熱意とそれに対応した関連事業の実施が必要といえる。また、酪農家の経済的負担軽減のため、福祉力を生かした取り組みを行う酪農家に対する一定の助成は必須と思われる。また、A氏が語っているように、担当部局や福祉団体が受け入れ対象の障がい者の心身の状態を的確に把握し、継続的に専門的なサポートを行われること、担当部局や福祉団体と農家との間に信頼関係を築くことが必要と考えられる。

第2に、B社会福祉法人の事例から示唆されるように、福祉サイド主体で福祉力を生かした取り組みを行う場合、農業から福祉、医療、教育にまたがる総合的な施設整備およびスタッフの確保の必要性が指摘できる。さらに、そうした設備やスタッフを適切に生かす事業運営と体制づくり、福祉・医療・教育をはじめとする関係機関との連携が重要といえる。また、農業サイド主体の取り組みと同様、取り組みをサポートする自治体の福祉担当部局担当者の熱意とそれに対応した関連事業の実施が必要と考えられる。

第3に、以上の前提として、酪農をはじめとする畜産の福祉力を生かした取り組みについての実態や効果についてもっと広く社会的に認知される必要がある。そのためには、畜産の福祉力を生かした取り組みに関する調査研究の促進を図る必要がある。そうした中で、田丸らにより示されている対象者別の効果の分類を検証・精緻化しつつ、畜産の福祉力を生かした取り組みの効果が顕在化するための条件や工夫、配慮、手順のあり方などを明らかにする必要がある。

注

- 1）一般的に日本で用いられるアニマルセラピーという言葉は、国際的には動物介在療法（Animal Assisted Therapy）、動物介在活動（Animal Assisted Activity）、動物介在教育（Animal Assisted Education）と3分類されているものを指している。

引用文献

- 〔1〕 太田光明『アニマルセラピー入門』、IBS出版株式会社、2007年。
- 〔2〕 太田光明・大谷伸代『アニマルアシステッドセラピー 第2版 -実践のための理論的基盤とガイドライン-』、株式会社インターズー、2007年、pp.58～59。
- 〔3〕 笹井美希・川手督也「農家による障がい者等の体験受け入れの現状と課題」『農業経済研究別冊日本農業経済学会論文集』、pp.309～316、日本農業経済学会、2012年。
- 〔4〕 笹井美希・川手督也「日本におけるグリーン・ケアの可能性と課題」『農業経済研究別冊日本農業経済学会論文集』、pp.220～227、日本農業経済学会、2010年。
- 〔5〕 佐々木市夫『平成21年度農山村地域活性化推進事業報告書 グリーンケア農業－自然に関わり草の根の経世済民－』、(財)都市農山漁村交流活性化機構、2010年。
- 〔6〕 鈴木由美子・中野浩史『独立行政法人農畜産業振興機構 平成22年度牛乳乳製品消費拡大特別事業 酪農教育ファーム活動の教育的効果に係る実践事例研究』、社団法人中央酪農会議酪農教育ファーム推進委員会、2011年。
<http://www.dairy.co.jp/edf/chosa/kulbvq0000002usd.html>
- 〔7〕 田中博之『社団法人中央酪農会議酪農教育ファーム2011年度委託研究 酪農体験プログラムの効果検証に関する実証的研究』、2012年。
<http://www.dairy.co.jp/edf/chosa/kulbvq00000071k5.html>
- 〔8〕 田中博之『独立行政法人農畜産業振興機構 平成22年度牛乳乳製品消費拡大特別事業牧場での体験学習活動が、児童の意識や行動に及ぼす教育的効果の検証』、社団法人中央酪農会議酪農教育ファーム推進委員会、2011年。
<http://www.dairy.co.jp/edf/chosa/kulbvq0000002ut9.html>
- 〔9〕 田丸政男・戸塚裕久『補完・代替医療 アニマルセラピー』株式会社金芳堂、2006年。
- 〔10〕 農村工学研究所「平成19年度農村生活総合研究調査研究事業報告書④ 調査研究領域Ⅱ 高齢化社会に対応した農業・農村の活性化に資する調査研究 第4課題 農業分野における障害者就労の支援方策の検討』、2008年。
- 〔11〕 農村工学研究所「第5課題 農業経営における障害のある人の雇用マネジメントと地域支援モデル」『平成18年度農村生活総合研究調査研究事業報告書①』、2007年。
- 〔12〕 農村工学研究所「第7課題 障害のある人を受け入れる農業経営の事例」『平成17年度農村生活総合調査研究事業報告書③』、2006年。
- 〔13〕 農林水産省農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料第5号 農業分野における障害者就労と農村活性化－障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について－』、2012年。
- 〔14〕 農林水産省農林水産政策研究所『農村活性化プロジェクト研究資料第3号 農業分野における障害者就労と農村活性化－社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活動事例を中心に－』、2011年。
- 〔15〕 横山章光『アニマルセラピーとは何か』、日本放送出版協会、1998年。